

# 化学物質規制法の大改正と安全教育

藤原 勇  
森本 宏志  
近藤 圭

## 要旨

大学は教育研究機関であり化学物質を使う機会も多い。教育・研究活動を安全に実施するためには、化学物質に関する安全管理やその能力を付与する安全教育は重要である。2022年に公布された化学物質規制に関する法改正では、比較的少数の個別的化学物質の詳細な法規制遵守を重視する規制から、「リスクアセスメント」を基軸とする多数の化学物質の「自律的管理」重視の規制への移行が示された。この改正の内容に鑑み、現状の本学の化学物質体制では不十分と考えられる点は新たに見直す必要がある。改正法の中での特徴の一つに安全教育の徹底が求められている。これまで本学でも安全教育は各部局や各部署、研究室単位では随時行われていたが、令和4年度は、新たに全学規模の講習会として、化学物質関連の法改正の説明、実際の化学物質管理、本学での化学物質管理支援システムの使用説明、に加えて外部の山口県警から化学物質を爆発物、を開催した。今回、実施した安全講習会のテスト理解度の結果と今後の化学物質管理体制及び安全教育についての方針をまとめてみた。

## キーワード

安全教育、化学物質の自立的管理、化学物質取扱講習会

## 1 緒言

大学は教育研究機関であり、多様な人材が教育・研究活動を行っている。研究内容も多岐にわたり、研究、実習場所は大学学内に限らず学外でも行われており、これに付随する安全配慮も、研究主査、実習担当責任者等により行われている。大学の構成員は教職員、学生からなっており、教職員は労働安全衛生法（以下「安衛法」）が適用されるが、学生には学校保健安全衛生法は適用されるものの、詳細な規定を擁する労働安全衛生法の直接の適用は無い。しかし、大学で実験などの危険な物質を使った研究を行うには、学生に対しても安衛法に準じた安全配慮は必要であり、筆者らも、化学物質（薬品）取扱関連の安全講習会を約10年前から実施している。

今回の改正で、化学物質の自律的管理体制を2027年までに確立することが求められ、2023年度から段階的に、新たな対応事項も課せられることになっており、本学も対応を検討する必要がある。化学物質の危険性と有害性をラベルやSDS、安全教育を通じて周知することもその中の一つである。また、安全教育も含まれており、理科系のしかも実験系の教職員、学生に対してだけではなく、化学物質を使った製品を使う機会のある文系の学生、教職員も含めて、化学物質利用における安全についての教育が必要と考えられる。

これらの状況を踏まえて令和4年度は全学構成員を対象とした安全講習講習会を行い、理解度テストを実施した。受講者は220名程度であった。今回は、全学安全教育の為の講

習会の開催であり、第一歩となった。今後文系、教職員や学生の受講義務化の検討を含めて、全学の安全教育を進めて行く事が必要であると思われる。

## 2 令和4年度化学物質取扱講習会

### 2.1 化学物質取扱講習会概要

日時：令和4年5月31日15：00～17：00  
 対象：教職員（含事務職員），学生  
 場所：メディア講義室（吉田地区），第6講義室（小串地区），D11番講義室（常盤地区）  
 講演：1. 法令遵守と今後の動向について（労働安全衛生管理室（保健管理センター）森本宏志），2. 化学物質の管理及び使用について（教育支援センター藤原勇），3. 化学物質管理支援システムについて（安全衛生対策室 近藤圭），4. 爆発物となり得る化学物質の管理について（山口県山口警察署担当者）

## 3 化学物質管理に関する法改正

### 2.2 受講状況

教職員，学生の受講者数を表1に示した。法令遵守と今後の動向について，化学物質の管理及び使用について，化学物質管理支援システムについて，からそれぞれ5問が出題され，ムードル上での解答してもらった。解答アクセス数はそれぞれ504，304，455であり（2022年12月末，重複有），受講者数と解答回数を比較すると3-5回繰返し問題に取り組んでいた。最終正解率は8割以上であった。

表1 問題への解答人数

項目	法令	管理	システム
学生（人）	137	134	135
教職員（人）	85	86	97
合計（人）	222	220	232

化学物質を取扱う教職員及び学生が受講し，講演会の目的が達せられたと思われる。次年

度以降は，講習会の内容の充実，文系及び教職員の参加数の充実が望まれる。また，新たな大学の対応方針について，講演会を通じて周知していく必要がある。

### 3.1 化学物質管理体制の現状と法令改正

化学物質法改正に伴う本学の対応方針の概要について図1にまとめた。法改正の主旨は，有害化学物質が多くなり，その規制数が増加し従来の様に物質による規制をしない事とし，取扱者が自律的に管理する体制に移行する物である。即ち，自律的管理として，使用者が危険性・有害性を判断（リスクアセスメント）を行い実質充実した管理を要求している。これに対応して，大学では研究室の主査，または組織の長の管理を現状より厳しくすることになる。この自律的管理体制へ移行に伴い，これまでの特化則・有機則等の個別的な規則が「原則として」撤廃され国の示す目標値への達成手段は各組織の自律管理に任されるため，形式的には規制の緩和とみえるが，実質的には新たに規制対象となる有害物質が現状の4倍以上になり，達成手段に関する説明責任を考えると，法改正により，要求水準はむしろ厳しくなっていると捉えるべきであろう。

また，リスクアセスメントの記録の保管も義務化されることから，事故が起こった時に，関連する活動の化学物質リスクアセスメントの実施説明資料を要求されることが想定される。このため，本学でも対応を考える事が必要である。



図1 新化学物質管理体制への概要

なお、大学内で実施された化学物質管理の業務監査が 2022 年に実施された。報告書には改善点が多数指摘されており、放置すれば、労基署からの指導勧告など、学外からの介入や評価を受ける可能性もある。これらの事を考えると、化学物質管理は大学が必要な経営資源を投入し、組織的に対応できる体制の確立が求められている。

### 3.2 新化学物質管理体制

化学物質の自立的管理への移項に向けて、現状では本学の化学物質管理体制では対応できない。そこで新しく、化学物質安全管理委員会の活性化、その中で具体的に、化学物質のリスクアセスメント、安全教育、これに伴い化学物質管理支援システムの改善を進めていく方針となっている（図1）。2022 年 12 月末に国立大学協会（以下国大協と略）から「大学の自律的化学物質管理ガイドライン」第 1 版案が公開された<sup>(1)</sup>。大学は教育・研究機関として、法改正からどのような視点で対応すべきかを解説している。今後この方針に基づいて、個別の大学で内情も踏まえて法対応を行う事になる。各大学の情報交換が重要であろう。

### 3.3 化学物質管理と安全教育

法改正に伴い安全教育についても徹底していくことになる。国大協のガイドラインでも指摘されているように化学物質とは単なる化学物資だけでなく、化学物質から製造された製品も含まれる。このため、実生活において危険な化学物質を使った製品が溢れているため、理科系の学生だけでなく、製品を取り扱う、文系の学生、教職員にも安全教育が必要となる。また、昨今大学以外の小中高等学校でも事故が発生しており、安全教育は充実する必要があるとしている。本学では、安全教

育は、大学の法人化（平成 16 年）への移行に伴い安全教育を充実してきた。

特に常盤地区では、「労働安全衛生特論」が大学院向けにカリキュラムが組まれており、研究室所属の学部学生も受講ができる。本学では部局毎の安全教育の内容、取組方は異なっている。

今回の法改正に伴い、新しい化学物質管理体制を充実する為に、全学の学生及び教職員を含め構成員が最低限知っておくべき事、専門性のある安全教育内容が求められる。

## 4 結語

新しく化学物質の自立的管理への移行が 2027 年から実施されることとなった。これに伴い本学でも新しく化学物質管理体制を見直すことになった。この法改正中で安全教育の充実が求められている。そこで令和 4 年度は全学の化学物質管理講習会を開催した。法改正の説明、化学物質管理、化学物質管理システム、さらに山口県警から爆発物の管理についての内容で行った。理解度問題の受講数は教職員・学生を合わせて約 220 名であり、正解率は 8 割以上の成績であった。今後は理系の学生だけでなく文系の学生及び教職員も含めて、全学の安全教育を充実させ進めて行くことになる。

（教育支援センター 准教授）  
（保健管理センター 准教授）  
（安全衛生対策室 技術職員）

---

### 【参考文献】

- (1) 2022. 12, 国立大学協会, 「大学の自律的化学物質管理ガイドライン」第 1 版案。